

◇消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染されている区域における作業を伴う火災の防御等の業務又は救急業務に従事した消防局に所属する職員に対して支給する警防活動手当の額を改定することにしました。
- 2 この条例は、公布の日（令和5年6月13日）から施行することにしました。

（消防局企画部人事課）